



3-H 補助金の授与と受諾の条件

3-H 補助金プロジェクトを実施する前に管理委員会の要件である以下の事項に同意しなければならない。

I. 3-H 補助金の資格要件

3-H 補助金は、ロータリアンによる国際奉仕プロジェクトを支援するものである。3-H 補助金プロジェクトは、国際的な協同提唱（パートナーシップ）に基づくものでなければならない：最低 2 カ国（援助国および実施国）のロータリー・クラブあるいは地区が、協力してプロジェクトを計画、実施し、完了しなければならない。各補助金は、

- A. 国際理解、親善平和をすすめる推進する手段として、保健を向上し、飢餓を軽減し、人々や社会の発展を推進することを目的としていなければならない。
- B. 異なる国のクラブが協力し、維持可能な発展を狙いとし、プロジェクト実施地のロータリー・クラブが推進したプロジェクトを実施することで、ロータリーのネットワークのさらなる充実を支援するものであること。
- C. 国際ロータリーおよびロータリー財団に対して、瑕疵なき状態にある、援助国と実施国のロータリー・クラブまたは地区が提出したものであること。
- D. 3-H 補助金への申請から遡って 5 年以内に、ロータリー財団のマッチング・グラントを共同で提唱することによって、既に協力して活動した実績を示している援助国と実施国のロータリー・クラブまたは地区が提出したものであること。
- E. 研修、地域社会の参加、ロータリー地域社会共同隊、資本資産、ロータリアンやロータリアンではない人々の技術的知識・技能、能力の開発といった要素が複数絡み合っている人道的問題を解決するために包括的なアプローチを用いなければならない。
- F. 長期的で自助自立性のある恩恵を与えるものであること。
- G. 地元の文化や慣習に配慮し、実施国の法律を遵守したものであること。
- H. 地元のロータリアン、ロータリー・クラブ、地区の支援を得なければならない。
- I. 援助国の提唱者と実施国の提唱者双方から相当数のロータリアンが積極的に参加すること。
- J. 3-H 補助金の業務サイクルに従って提出されたものであること。
- K. ロータリー財団により申請が承認された後のみ、補助金プロジェクトが実施されなければならない。
- L. 2～4 年間実施され、ロータリー財団からの補助金支給が終了した後も引き続き支援を得られるよう適度に対策を取っておくものとする。

II. ロータリアンの参加について

双方の協同提唱クラブ／地区のロータリアンが、各 3-H 補助金プロジェクトに積極的に参加しなければならない。プロジェクトの実施とその報告に関しロータリー財団に対して責任を有する。補助金プロジェクトに関するロータリアンの活動をロータリー財団へ報告しなければならない。

- A. 要請されているロータリアンの活動には以下のものがある。
 - 1. 協力して地域社会のニーズを調査し、プロジェクトを計画する
 - 2. プロジェクトを立案するか、もしくは立案を援助する。
 - 3. プロジェクトの実施と管理運営を統括し、監督する。
 - 4. プロジェクト実施期間中は、協同者相互で、およびロータリー財団と連絡を取り、対話を維持する。
 - 5. 定期的な報告書および財務会計報告をロータリー財団に提出する。
 - 6. 地域社会が関与し、所有するものであることの証明を提出する。

7. 現地でプロジェクトを管理する。
8. 補助金を管理する。
9. プロジェクトを地元のメディアに広報し、ロータリー地区およびゾーンの会合で推進する。

B. 以下は、双方の協同提唱ロータリー・クラブ／地区によるこの他の活動案である。

1. プロジェクトを支援するロータリー地域社会共同隊を結成する。
2. プロジェクトを維持または拡大するための資金や物資の寄贈や業務奉仕の提供を募る。
3. 政府機関および税関役員との連絡役となる。
4. プロジェクト実施において、専門知識や技能を提供する。
5. プロジェクトが行われる地域社会と協力するために実施地を訪問、またはプロジェクト実施地でテクノロジーや専門知識・技能を共有する。
6. 可能な限り、主要なプロジェクト行事や式典へ出席する。
7. 備品、設備、資材をプロジェクト実施国に発送する手配を整える。

III. プロジェクト委員会

- A. プロジェクトを監督するため、プロジェクトの(実施国と援助国双方の)提唱クラブまたは提唱地区は、少なくともロータリアン 5 名から成る委員会を設置しなければならない。プロジェクト期間中、これらのロータリアンが委員を務めるものとされる。プロジェクト委員会についてのいかなる変更も正式にロータリー財団へ連絡するものとし、責務を確実に引き継ぎ、プロジェクトを成功させるため、新しい委員会にはプロジェクトに関する書類が手渡されるものとする。
- B. 代表連絡担当者は、代表協同提唱クラブの会員、あるいは、地区が提唱する場合は地区役員でなければならない、また、プロジェクトに関する情報をロータリー財団に伝える責務を担う。
- C. クラブ会長は、クラブが提唱する 3-H 補助金プロジェクトのプロジェクト委員会の職権上の委員を務めるものとし、地区ロータリー財団委員長は、3-H 補助金プロジェクトのプロジェクト委員会の職権上の委員を務めるものとする。以下の通り推奨されている。
1. プロジェクト運営委員会は、プロジェクトの進展、義務の遵守、状況について話し合うため、定期的に会合を開き、また、協同提唱者間の話し合いを正確に文書化するため、会合の議事録を取ること。
 2. プロジェクト運営委員会は、プロジェクトの責任を担うクラブや地区にプロジェクトの進展や提唱者の義務に関する情報を十分に伝えることができるよう、クラブ理事会あるいは地区にプロジェクトの進捗や状況を定期的に報告すること。

IV. 協同提唱者の寄付

3-H 補助金の授与額は米貨 10 万ドル～30 万ドルである。協同提唱クラブまたは地区は、提唱者の寄付として、少なくとも 3-H 補助金授与総額の 10 パーセントを支払うことが義務付けられている。

以下はすべての協同提唱者の寄付に適用される。

- A. 3-H 補助金の協同提唱者の寄付はロータリー財団への用途指定寄付と見なされ、地区寄付の総額には含まれない。

- B. ポール・ハリス・フェロー (PHF) 認証ポイントは、協同提唱者による寄付がロータリー財団、国際ロータリー国際事務局、あるいは財務代理人に送られた場合にのみ認められる。PHF 認証ポイントは、プロジェクトに直接送られた協同提唱者の寄付に対しては認められない。
- C. 協同提唱者の寄付で、3-H 補助金同意書に明記された額を超えており、ロータリー財団、RI 国際事務局、あるいは財務代理人に送られたものは年次寄付として認定され、プロジェクトへは送られない(このような寄付は地区寄付総額に含められる)。
- D. 管理委員会が 3-H 補助金を承認する前にロータリー財団に送られた寄付は、財団への年次寄付として認定され、プロジェクトへは送られない(このような寄付は地区寄付総額に含められる)。
- E. ロータリー以外からの資金をプロジェクト予算に充てることができるが、そのような資金は財団補助金の対象にはならない。さらに、プロジェクトに寄付された物資や奉仕について、同等の価値の組み合わせ補助金を財団が提供することはない。
- F. 補助金プロジェクトが取り消された場合、すべての寄付金はロータリー財団に返金されなければならない(ただし、プロジェクトに直接送られた資金を除く)。これらの寄付金は、財団への一般寄付の一部として、クラブもしくは地区の年次プログラム基金口座に戻され、協同提唱者には返金されない。
- G. 補助金資金は、ロータリー財団への寄付、あるいは人道的補助金のための寄付として使用することはできない。

V. 3-H 補助金の支給

A.3-H 補助金は分割で支払われる。1 回目の支払いは、以下の条件がすべて満たされた後で支給される。

1. 代表協同提唱者であるロータリー・クラブ／地区からの署名入りの 3-H 補助金同意書をロータリー財団が受理していること。
 2. 協同提唱者の寄付が、ロータリー財団、RI 国際事務局、あるいは財務代理人によって受理されているか、もしくはロータリー・クラブまたは地区が管理する口座に振り込まれていること(この場合は、寄付がプロジェクトに直接支払われていることを証明する書類を提出しなければならない)。
 3. 今後 12 カ月の支出予定を示した支出計画をロータリー財団が受理していること。
 4. 一般の人々にどのようにプロジェクトを広報するかを示した広報計画をロータリー財団が受理していること。
 5. 必要な受取人情報書式すべてをロータリー財団が受理していること。ただし、次の事項に留意しなければならない。
 - a. 3-H 補助金は、ロータリー・クラブまたは地区が管理する口座に支払われなければならない。
 - b. 地元の法律により可能な限り、補助金資金が混蔵されることのないよう、それぞれの補助金に専用のプロジェクト口座を設けること。
 - c. すべての口座には、各取引に必要とされる署名者を少なくとも 2 名設けること。
 - d. 3-H 補助金は個人、協力団体または受益者には支払われないこと。
- B. 適切な報告書および次回報告期間の新たな使用計画が提出された後、これに基づいて 2 回目以降の支払いが行われる。
- C. 3-H 補助金予算と支払いは米ドルで計算され、また、支払いは米ドル、もしくは、該当する場合、国際ロータリーの現為替レートを使ってその相当額で行われる。補助金期間中、支払いの為替レートは変動することがある。

VI. ロータリー財団資金の管理

3-H 補助金受領者には以下のことが求められている。

- A. ロータリー財団の補助金を常に損失、悪用、流用から守り、神聖な信託財産として取り扱うこと。
- B. 明確な責任内容の説明、適切な財政管理、プロジェクト活動や財務取引に関する十分な透明性を維持することにより、細心の注意を払って監督することを保証すること。
- C. 承認されたプロジェクト予算に従い、ロータリー財団の定める補助金受領資格に概説された通りの目的のためにのみ補助金を使用すること。この内容は以下のごとく厳密に解釈される。
 - 1. 承認された予算からのいかなる逸脱、あるいはプロジェクト実施におけるいかなる変更も、事前にロータリー財団からの署名による許可を得なければならない。
 - 2. 認められない、あるいは補助金の対象に該当しない支出項目、および(または)認められない、あるいは補助金の対象に該当しない目的で使用された資金は、ロータリー財団に返金されなければならない。
- D. 補助金に関連する金銭取引およびプロジェクト活動はすべて、少なくとも標準的な事業慣行に則って行い、常に「ロータリアンの職業宣言」および「四つのテスト」の精神を全面的に全うすること。これには、以下が必要とされる。
 - 1. すべての商取引において通常の会計を維持し、領収書と請求書の原本を最低 5 年間(地元の法律や規定によって定められている場合はそれ以上)保管すること。
 - 2. プロジェクト経費の直接の支払いや財団への資金返還の場合を除き、他に資金を流用することなく、確立されたプロジェクト用口座に補助金を保管することが要請される。
 - 3. 補助金で購入した備品やその他の財産を管理する在庫管理システムを確立し、プロジェクトで購入したもの、つくられたもの、配布されたものの記録をつけること。
- E. ロータリー財団の補助金が不正に使用されているかもしれないというほんの少しの疑いさえも決して人々に抱かせることのないよう、細心の注意を払うこと。そのような注意は、個人資金や企業資金の使用における場合以上に細心であることが望まれる。
- F. 利害の対立の疑いがある場合は、開示する。プログラム補助金の受領や授与に関与するすべての個人は、事実上、あるいはそのように解釈される利害の対立を避けるような方法で行動する。利害の対立とは、プログラム補助金の受領や授与に関わる個人が、自分やその家族、個人的な知人、仕事上の同僚、仕事上の関心分野、あるいは自分が管理委員、理事、役員を務める組織に恩恵を与える、または恩恵を与えるように見受けられる状況を指す。一切の情報の開示については、補助金の承認に先立って説明がされなければならない。
 - 1. 業者とロータリー関係者の関係に関わらず、妥当な経費で最良のサービスを確保できるよう、公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。ロータリー関係者が、ロータリアン、ロータリアンが所有または運営する物資やサービスの提供者、財団と協力関係にある機関、組織、団体の職員に資金を支払うような事業を検討する場合、利害の対立が起こりうる。
 - 2. 3-H 補助金の協力団体、業者、受益者に関係して理事を務めていたり、職務上の責任を負っているロータリアンは、プロジェクト委員を務めることができない。

G. 承認済み予算やプロジェクト計画からの一切の逸脱、資金の誤用、悪用、損失など、補助金に関連した不測の出来事は、いかなるものであってもただちにロータリー財団へ報告すること。

H. プロジェクトの完了時に、未使用の補助金あるいは利息収入を、すべてロータリー財団へ返金すること。

VII. 報告および監査に関する要請事項

援助国と実施国の双方の提唱者が協力し、年次報告書と最終報告書、使用計画、第三者による財務調査を準備し、提出しなければならない。

A. 最初の補助金支払を受け取ってから 12 カ月以内に、一回目の中間(進捗)報告書を提出し、その後も、プロジェクトが正式に終了するまで、12 カ月ごとに同様の報告書を提出しなければならない。最新の 3-H 補助金報告書式に完全な報告を記入した上で、提出しなければならない。書式には、以下の事項を含めなければならない。

1. 当該報告期間のプロジェクトの目的と成果に関する説明文
2. ロータリアンによるプロジェクトの監督、管理、関与に関する詳述文書
3. プロジェクトが受益者に与えた影響に関する情報
4. 利子収入と回収分を含む収支明細書
5. 収支明細を裏付ける銀行明細書
6. 主な支出を証明し、収支明細書と照合された領収書のコピー(特別に要請された場合)
7. 協力団体の役割(該当する場合)
8. 第三者による財務調査
9. 回転ローン資金に関する補足資料(該当する場合)

B. プロジェクト完了から 2 カ月以内に最終報告と会計報告を提出することが義務付けられている。最終報告書には、上記セクション A の 1~9 ならびに以下の事項が含まれなければならない。

1. プロジェクトの維持方法、ならびにプロジェクトの維持にかかる予想年間経費に関する説明文
2. プロジェクトから学んだ教訓

C. プロジェクト協同提唱者が現行の 3-H 補助金の中間報告書や最終報告書(全補助金の未提出の報告書を含む)を期日までに提出しなかった場合、新しい申請書は受理されないまま返送されることになる。これは、援助国および実施国協同提唱者の両方に影響を及ぼすことになる。

D. 第三者による年次財務調査を提出する。

1. 第三者による年次財務調査は、調査を受けるプロジェクトと直接の関係がなく、適切な免許資格を有する公認会計士または監査法人によって行われなければならない。地区(補助金を受け取った地区)の地区ガバナーがそのような独立した会計士もしくは監査法人を指定しなければならない。ロータリー財団は、独立した調査遂行者を任命する権利を有している。
2. 第三者による年次財務調査は、以下の事柄を行わなければならない。
 - a. プロジェクト用に支給された補助金が、承認されたプロジェクト予算に従って使われているかどうかを調べ、予算に従っていない場合にはその理由を特定する。

- b. 標準的な会計基準に則って会計が維持されているかどうか、すべての領収書と支払いの完全な記録、また、米貨 25ドルを超えるすべての経費支払い領収書が保管されているかどうかを調べる。
 - c. 意図された目的に従って資金が使われ、適切な記録が維持され、経費の管理システムが正常に機能していることを確認するため、支出項目を精査する。この監査には以下が含まれる。
 - 支出項目をいくつか選び、証拠資料との一致を確認する。
 - 補助金の「授与と受諾の条件」に則って、資金が使用されたことを確認するため、支出の全項目を見直す。
 - 適用された購入の手続を特定する。
 - d. 補助金が、利付き銀行口座に預金されているかどうかを調べ、利子収入がどのように使われたかを示す文書を確認する。
 - e. 銀行明細書を審査し、すべての収支が正しく、適時に管理されているかを調べ、プロジェクト開始時と終了時の収支残高が、プロジェクトの財務記録および銀行明細書と一致していることを確認する。
 - g. ロータリアンが銀行口座を管理しているかどうかを明確にする。
 - h. すべてのプロジェクト活動(資金の換金を含む)が、地元の法律や規制に従って行われたかを見極める。
3. 最初の補助金支払を受け取ってから 12 カ月以内に、第三者による年次財務調査をロータリー財団に提出しなければならない。その後も、プロジェクトの協同提唱者が補助金の計画が正式に終了する通知を財団から受け取るまで、12 カ月ごとに同様の報告書を提出しなければならない。
 4. 全補助金の第三者による年次財務調査に関する責任は代表提唱者が持つものとされ、監査に必要な費用は協同提唱者であるすべてのロータリー・クラブやロータリー地区、あるいは他の補助金受領者が共同で負担する。これらの費用を払うことができない補助金受領者の場合、この目的で、プロジェクト実施期間中、年に米貨 500 ドルまでを当初の補助金申請書上で申請することができる場合がある。

E. ロータリー財団の監査に協力する。

1. ロータリー財団は外部監査、中間現地視察、プロジェクト後現地視察を少なくとも 1 度ずつ行う。これらは人道的補助金専門家グループ委員長が任命する独立した調査人によって行われる。
2. これに加え、ロータリー財団は、随時、プロジェクトを見直し、追加書類の提出を要請する権利を有し、その経過が満足の行くものではないと財団が判断した場合は、支払の一部あるいは全部を停止する権利を有している。
3. 協同提唱クラブあるいは地区は、補助金使用期間中および補助金プロジェクト完了日後 5 年間(地元の法律で規定されている場合はそれ以上)は、詳細で正確かつ完全な財務記録を保管する。これらの財務記録には、領収書の原本、支払い済みの小切手、請求書などが含まれるものとする。さらに、監査の対象として選ばれた補助金については、援助国側提唱クラブや地区は財団がこうした書類を処分するよう通知するまで、全書類を保管しなければならない。

VIII. 適切な補助金の使用

A. ロータリー財団からの補助金の使用は、以下の事項を満たさなければならない。

1. プロジェクトの実施に関わるすべてのロータリアンによる積極的かつ直接的な関与を推進すること。
2. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の金額を支払うこと以外に何の責任をも負わせないこと。

3. 漏れなく完全に記入された申請書を規定どおりに提出すること。これらの要件が満たされていない場合、その旨を説明する文とともに申請書が返送される。
4. ワクチンと予防接種に関わりのあるプロジェクトは、ポリオ・プログラムと世界保健機関の基準、手続、方針に従うこと。

B. 補助金を以下の目的に使用してはならない。

1. 土地および建物の購入。補助金プロジェクトが建物の建設を伴う場合、建設は追加のクラブ／地区資金(組み合わせ資金ではない)で賄うか、または協力団体からの資金により調達しなければならない。ロータリー財団はこのような建設工事が完了するまでは、補助金を支給しない。
2. 居住、仕事、営利活動に従事するための建物(たとえばビル、コンテナ、トレーラーハウスなど)、あるいは製造、加工、保守、貯蔵などの活動を営むための建物の建設に関わる活動。側道、井戸、貯水池、ダム、橋、掘り込み式便所、トイレ式、給水設備といったインフラ(基幹施設)、およびその他の類似した設備の建設は認められている。
3. 居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建物(たとえばビル、コンテナ、トレーラーハウスなど)、あるいは製造、加工、保守、貯蔵などの活動を営む建物の配電、水道などの設備を新しくしたり、改善することを含む建物の修復等の活動。
4. 以下の人に直接利益をもたらすこと。ロータリアン、ロータリー・クラブ・ロータリー地区・その他のロータリー関係組織または国際ロータリーの職員、その配偶者や直系卑属(血縁による子または孫、入籍している養子)、直系卑属の配偶者、または生存ロータリアンあるいはロータリー職員の尊属(血縁による両親または祖父母)。
5. 協力団体または受益者のために働く個人に対する給与、報酬、謝礼。
6. あらゆる団体の運営費や管理費に対する支援。
7. 高等教育(高校卒業以降)活動、研究、自己開発または専門能力強化。
8. 特定の受益者、協力団体またはプロジェクトに対する過度な支援。
9. 補助金の承認前に生じた経費を支弁するため、既に存在するプロジェクトに資金援助をするため、または、ロータリー以外の団体が主に提唱する活動に資金を提供するため。
10. 恒久財団、信託、恒久的に利子を生む口座を開設すること。これは定期預金に補助金が投じられる場合でも、プロジェクト経費の支払い以外の目的で指定のプロジェクト用口座から資金を動かすことになるので認められない。補助金プロジェクトは、財団からの承認を受けた上で回転ローン資金の設立を含むことができるが、借用者の返済スケジュールに関する詳細な説明と研修を提供しなければならない。
11. 既存の財団あるいは他のロータリー提唱プログラムと重複すること。
12. 個人の学位取得や職業的向上のために計画したり、また個人が研修や会議、あるいは国際交流に参加することを目的としてプロジェクトを提唱すること。プロジェクトは研修教育を含むことはできるが、その研修は短期かつ基礎的な教育／専門職務上のニーズのみに応えるものでなければならない。
13. 人道的な性質をもたない、地域の美化プロジェクトまたは一般の奉仕プロジェクト。
14. ロータリー財団から承認された以外の目的。

IX. 時間的制約

ロータリー財団は、人道的補助金の支払いと実施の期日を設定した。従って、

- A. 協同提唱者は、補助金の承認通知書簡の日付の6カ月以内に、支払に関するすべての必須条件を満たさなければならない。これを怠った場合、補助金は取り消されることになる。**

- B. 協同提唱者は、一回目の分割支給から 12 カ月以内に顕著な進展を見せていることを実証しなければならない。さもなければ、補助金は取り消され、地区は補助金を返金しなければならない。

X. 協力団体

他団体との協力による補助金プロジェクトは、以下の条件を満たさなければならない。

- A. ロータリーの協同提唱者(スポンサー)は、プロジェクトが、参加するロータリー・クラブや地区によって実際に開始、管理、実施されることを明確に示さなければならない。ロータリアンは、自分の時間や知識や技能を捧げ、プロジェクトに直接関与しなければならない。
- B. 地元のロータリー・クラブや地区(該当する場合)は、協力団体に関して認識があり、その団体がプロジェクト実施国の法律の下に登記された上で活動しており、信用性と責任能力のある団体であることを記述した推薦状を提出しなければならない。
- C. このようなプロジェクトに協力する団体は、プロジェクトの関連活動の財務調査に参加、協力することに同意し、プロジェクトにどのように参加するかを説明しなければならない。
- D. 他団体と協力する活動に対しては、年に 8 件の補助金までに限って受給することができる。
- E. 補助金を使う経費はロータリアンが管理し、争議が起こる可能性を避けるため、購入前に品目やサービスとその費用についてロータリーのパートナーや協力団体と、相互同意を得ておくよう、使用計画を採り入れるべきである。

XI. 人口増加および開発に関するロータリー財団の方針

ロータリー財団は、人口増加ならびに開発に関する、RI の声明の目標と目的を含む国際ロータリーのプログラムを支援する。3-H 補助金の資金は、以下の種類の人口増加プロジェクトに使用することができる。

- A. 胎児期における投薬/ビタミン投与
- B. 出産時の医薬品
- C. 新生児検診
- D. 出産時に使用する手術器材
- E. 出生前検査
- F. 超音波機器(患者の診断と診療用に使われる場合に限る)
- G. 教育および研修
- H. 公衆衛生教育
- I. 家族計画の研修
- J. 性感染症に関する情報
- K. 地域社会の保健衛生に関する研修
- L. バランスのよい食事と栄養に関する認識向上

XII. 3-H 補助金におけるロータリーの名称および徽章の使用に関する指針

以下の指針は「ロータリー」の名称、および徽章の使用に関する RI の方針である。プロジェクト名を定める場合、またいかなる文書を作成する場合にも、以下の指針に沿うこと。

A. ロータリーの名称

1. RI 理事会は、ロータリー・クラブの名称やロータリー地区を伴って使用される場合を除き、「ロータリー」の名称が国際団体としての国際ロータリーを指すものであると定めている。
2. 全面的に国際ロータリーの管理下にあるものではない新プロジェクト名やプログラム名に「ロータリー」の名称を使用する場合は、参加するロータリー・クラブ名や地区番号を必ず伴うようにし、「国際」という名称を用いてはならない。
3. 「ロータリー」と「財団」という語を用いる場合は、この 2 語を続けて用いてはならず、参加するロータリー・クラブ名や地区などを付加することによって離して使わなければならない。
4. RI の全面的管理下にない現行のプログラムで、これらの指針に沿っていないものは、所属を明確にする字句（例、「ロータリー」の名称を用いる場合は、参加するロータリー・クラブの名称や地区を入れる）を追加して改名しなければならない。
5. 指針に適合しないプロジェクトに名称を付けるにあたっては、明確な国際ロータリー理事会の承認を受けなければならない。

B. ロータリーの徽章

1. 「ロータリーの徽章」は「ロータリーの名称」と同じく国際組織である国際ロータリーを表すものである。
2. 全面的に国際ロータリーの管理下にないプロジェクト、プログラム、あるいは活動に「ロータリーの徽章」が用いられるときはいつでも、徽章に加えて参加ロータリー・クラブ名、地区が用いられなければならない。徽章に直接隣接し、しかも徽章の大きさに合わせて同様に目立つように入れられなければならない。
3. ロータリーの徽章の複製はすべて、RI の適切な徽章の仕様に合わせなければならない（2007 年「手続要覧」第 17 章を参照のこと。日本事務局奉仕室を通じてカメラ・レディ(版下) 図版を入手することができる）。ロータリー徽章へのいかなる改造、修正、変形も認められない。徽章は忠実に複製され、常に全体が見えるように使用しなければならない。
4. 国際ロータリーの細則では、RI の徽章を他団体の徽章やロゴと組み合わせることは避けるべきであるとされる（「これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせることは RI の承認しないところである。」RI 細則第 18 条 18.020 節）

XIII. プロジェクト活動のために購入された車両に対し、3-H 補助金を使用する場合

- A. ロータリー財団からの補助金で購入した車両は、管理委員会により承認された目的のみに使用されるものとする。
- B. プロジェクト活動に関連のない目的で車両を私用することは禁じられている。
- C. 車両の使用者はロータリーのプロジェクトに直接かかわっている人に限る。
- D. 車両の運転者は有効な自動車保険への加入が義務付けられている。
- E. 車両はロータリー・クラブ、ロータリー地区、またはロータリアンの所有物であってはならない。
- F. 車両はすべてその該当国の法律に従って使用されなければならない。

- G. 車両が悪用、乱用された場合には、国際ロータリーが車両を回収する場合もある。ロータリーは、また、その車両を使用するに値すると認められた他団体に寄贈するようロータリアンに指示する権利を有している。
- H. プロジェクトを監督する委員会(3-H 補助金プロジェクト管理委員会、ボランティア委員会、もしくはマッチング・グラント・プロジェクト委員会)が、車両の用途に関する追加決定を行うものとする。協力団体またはロータリー・ボランティアがプロジェクトに関与している場合、車両の使用についてロータリー補助金委員会に相談し、当委員会が決めた要項に従わなければならない。
- I. 車両が承認を得ていない用途で使用され、破損された場合、運転者がその責任を負う。
- J. ロータリー財団の補助金を通じて購入された車両の用途や悪用に関する問題、懸念事項に関しては、プロジェクトを監督しているロータリー補助金委員会の指示を求める。

ご不明な点がありましたら、ロータリー財団までご連絡ください。

3-H Grants
The Rotary Foundation
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201-3698 USA
電話: 1-847-866-3000
ファックス: 1-847-866-9759
Eメール: contact.center@rotary.org